

平成30年6月6日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成30年6月21日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに請願・陳情の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成30年6月21日（木）午後1時00分 開議

○議長（鈴木敏文君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は21名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（鈴木敏文君） ここで報告します。

本日、市長から、茂原市債権管理条例第12条第2項の規定により、市の私債権を放棄した旨の報告があり、お手元に配付いたしました。

次に、今定例会において審査を付託いたしました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にして同じくお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（鈴木敏文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（鈴木敏文君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君から報告を求めます。

（市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君登壇）

○市民会館建設特別委員会委員長（竹本正明君） 市民会館建設特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、4月23日に委員及び有志議員並びに関係職員の参加を得て、先進地における施設の視察を実施いたしました。また、6月6日に関係職員のもと、委員会を開催し、新市民会館建設検討の進捗状況について報告を求め、調査研究を行いましたので、その内容について申し上げます。

まず、4月23日に実施した先進地施設の視察につきましては、神奈川県大和市文化創造拠点

「シリウス」並びに横浜市鶴見区民文化センター「サルビアホール」を訪れました。シリウスでは、図書館、生涯学習センターなどを併設したメインホール並びに平土間への変形が可能なサブホールを視察し、サルビアホールでは、再開発事業として整備されたメインホール並びに小規模な音楽ホールを視察したところであります。

次に、6月6日の委員会の冒頭では、行政視察の際に直接見るができなかった可動席の理解を深めるため、長野県茅野市の茅野市民館と秋田県由利本庄市の文化交流館「カダール」の映像を視聴し、新市民会館を多目的に使用できるホール形式から平土間への変形させる様子を確認いたしました。

次に、今年度策定を予定している（仮称）茂原市民会館建設基本計画については、茂原市民会館建設基本構想に基づき、施設の位置付けや整備方針、規模や機能、管理運営体制、仕様書作成など検討するとともに、整備手法や事業費についても、内閣府より支援対象の決定がなされたPPP・PFI方式を想定される手法を多角的な観点から検討し、従来型の手法との比較による概算事業費の算定や事業スケジュールの検討を行い、引き続きワークショップや庁内検討委員会、学識経験者等による検討委員会、先進地視察などの実施を盛り込み、今年度末をめどに策定していくとのことでありました。

以上の説明に対し、各委員から多くの意見がありましたので、その主なものを申し上げます。

まず、建設地については、「場所をどこにするのか。従来の3カ所の候補地以外にも引き続き目を向けていただきたい」との意見や、「基本計画策定前に場所を決定してしまっただろうか」との意見や、「基本計画を策定するに当たり、現在の市民会館跡地での建設を想定することだが、コンサルなどと協議し何パターンか作成してはどうか」との意見がありました。

次に、施設・設備や機能については、「複合施設とするならば、図書館も含めた検討をしていただきたい」との意見や、「可動式の椅子であっても座り心地のよいものが望ましい」との意見がありました。

次に、「基本計画策定に入り、ワークショップの内容が設計など、より具体的になるため、専門家を交えたワークショップにしてはどうか」との意見や、「ワークショップの参加者に先進地の施設の画像や動画を提供し、イメージを持った上で検討してもらうことが必要である」との意見や、「よりよい市民会館にするために、じっくりと時間をかけて基本計画を策定してみてもどうか」との意見がありました。

次に、「基本計画策定の進捗状況に応じ、逐次、本委員会にて報告をいただきたい」との意見や、「国県補助金を最大限に活用し、長く利用できる茂原市に見合った複合施設になるよう

にしていきたい」との意見や、「今回基金を創設するということが、一歩進んだ資金計画がないと実現しない。国、県、民間事業者との協力が必要である」との意見がありました。

本委員会では、よりよい施設を建設するため、今後も先進地の行政視察を実施し、委員全員で知恵を絞り議論していくことといたしました。

以上で経過報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（鈴木敏文君） 次に、議事日程第2「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託いたしました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 田畑 毅君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 田畑 毅君登壇）

○総務委員会委員長（田畑 毅君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案1件について、6月15日の本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「中小企業の設備投資を促進するための特例措置は、今後どの程度の利用が見込まれるのか。また、固定資産税の影響額は」との質疑に対し、「現在の中小企業等経営強化法の特例を参考にすると、年間11件程度が見込まれる。また、約500万円の税額の減少を見込んでいるが、減少分については交付税措置されるものである」との答弁がありました。

次に、「特例措置の対象となる設備は」との質疑に対し、「生産性の向上に資する指数が旧モデル比で年平均1%以上となる償却資産を購入し、国の認証を受けたものが対象となる」との答弁がありました。

次に、「加熱式たばこの現行の課税状況は。また、今回改正の意図するところは何か」との質疑に対し、「現行は重量のみに基づいた紙巻きたばこの本数に換算しているため、紙巻きたばこに比して14%から79%の税率となっている。これを重量と価格に基づく換算方法の合計と

することで、紙巻きたばこの7割から9割の税率としていくものである」との答弁がありました。

また、委員より、「今回の市税条例改正には、土地評価替えに伴う負担調整や新築住宅に係る軽減措置の延長等、必要な措置もあり、その点は評価できるが、その裏に消費増税の問題がある。給与所得控除・公的年金控除を犠牲にして、そもそもの性質の違う基礎控除に振り替えることは労働者への増税であり、問題があると考え」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第1号「平成30年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億5224万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、災害非常用対策事業について、「東部小学校が採択された経過は」との質疑に対し、「交付金事業の決定が本年4月であり、その時点で市内各避難所の管理者に対し協力の可否について聞き取りをしたところ、自主防災組織や自治会が協力的で体制も整っている東部小学校に了承を得たため、これを決定したものである」との答弁がありました。

次に、「非常用対策備品購入費の内訳は」との質疑に対し、「バルーン型投光機、マイルディシート、和式便器用セットを購入する」との答弁がありました。

また、委員から、「バルーン型投光機は、性能はよいが、高価であり、より安価なものをより多く調達し、複数の避難所に設置すべきである」との意見や、「複数の地域から住民が避難してきた場合に、避難所運営の組織化に当たり、運営の主導権を争うような事態が懸念されるため、そのような点も考慮の上、避難所開設の訓練に当たられたい」との意見がありました。

次に、子どもの読書活動推進事業について、「今回導入する図書館システムの市内小学校への導入状況は」との質疑に対し、「平成28年度に地方創生加速化交付金を活用し、茂原、萩原、東郷、東部の4小学校に導入済みである」との答弁がありました。

次に、「将来的に市内全小学校に整備していく考えはあるか」との質疑に対し、「本システムは現在推進している『調べる学習』に寄与するものであり、市内小学校の全てに設置することが理想であると考えるので、各学校の状況、パソコンの切り替え時期、学校司書の配置の状況等を勘案し、導入を検討していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全会一致により可決すること

と決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、教育福祉委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 山田広宣君登壇）

○教育福祉委員会委員長（山田広宣君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告2件、議案3件、請願1件、陳情4件について、6月15日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「高額治療継続者を助成の対象とする経過措置の期限を平成33年3月31日まで延ばすものだが、内容に変わりはないという解釈でよいか」との質疑に対し、「内容は変わらず、期限を3年延長したものである」との答弁がありました。

次に、「茂原市に重度心身障がい者はおよそ何名いるか」との質疑に対し、「対象者は1665名で、平成28年度の実績で1360名の方に給付した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については全会一致により承認することと決定しました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして専決したものであり、改正の概要は、税負担の公平性の確保を図るため課税額の限度額を引き上げるとともに、税負担の軽減を図るため軽減対象世帯の範囲を広げようとするもの等であります。

委員より、「国保財政については、国庫負担が減らされているということが根本にあるので、本案には反対である」との意見がありました。

採決の結果、報告第3号については賛成者多数により承認することと決定しました。

次に、議案第2号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「生活保護受給者を除くということを明文化したという認識でよいか」との質疑に対し、「今までも生活保護受給者となった方は医療扶助が受けられており、今回明文化することである」との答弁がありました。

次に、「生活保護を受給しているため対象外となっている者は何名か」との質疑に対し、「生活保護法の医療扶助を優先することにより、対象外となる人数は25名である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全会一致により可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「食事の提供については、一定の要件を満たし市町村が適当と認める事業者には認めるとのことだが、一般の弁当屋等は除くということによいか」との質疑に対し、「要件の前提条件として、保育所、幼稚園、認定こども園等の調理業務を受託している事業者の中から適切な事業者を選択することとなっている」との答弁がありました。

次に、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正の背景にあるものは何か」との質疑に対し、「基準の一部改正のきっかけは、地方からの提案があり、国と地方が協議をしたと聞いている」との答弁がありました。

ほかに、「認可定員という言葉を使っているが、市が認可をするものか」との質疑に対し、「4つの家庭的保育事業等については、市が認可することとなっている」との答弁がありました。

委員より、「本件については、待機児童の解消という目的があるとのことだが、安全で質の高い保育を確保するという点でいうと、本案については、保育の基準を後退させる懸念があるため反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「放課後児童支援員以外の職員については、どういう基準があるのか。また、児童何

人につき何人の放課後児童支援員が必要か」との質疑に対し、「現行の省令、条例では、1つの支援単位につき原則2名以上の放課後児童支援員が必要とされており、2名のうち1名は放課後児童支援員以外の補助員とすることが可能とされている」との答弁がありました。

次に、「保護者会が運営しているところは、運営が大変と思われるが、支援員研修については、市が補助をしているのか」との質疑に対し、「補助制度はないが、研修を県内数カ所で開催しており、茂原市でも実施予定なので研修を受講していただけるよう働きかけていく」との答弁がありました。

ほかに、「市内19カ所のクラブに何名の児童がいるのか。また、今まで大きな事故、けがはなかったのか」との質疑に対し、「580名の児童が在籍している。また、事故、けががあった場合、報告が義務付けられているが、今のところ大きな事故についての報告はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全会一致により可決することと決定しました。

次に、請願第1号「精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市としては、このような趣旨の要望等を今まで県に働きかけたことはあったか」との質疑に対し、「茂原市としては、今までにはしていない」との答弁がありました。

次に、「茂原市には精神障がい者は何名くらいいるか」との質疑に対し、「手帳の所持者は568名おり、自立支援医療受給者証の所持者は1123名いる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第1号については全会一致により採択することと決定しました。

次に、陳情第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書の提出に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「年金支給開始年齢の引き上げについては、具体的にはどのような内容なのか」との質疑に対し、「支給開始年齢について、68歳まで引き上げが必要との報道があったが、厚生労働省からは示されていない」との答弁がありました。

次に、「この意見書のとおり、年金制度を実施した場合、年金制度の存在は危うくなるとも考えられるが、市としてはどう考えるか」との質疑に対し、「平成28年度の年金改革法の趣旨

から考えると、継続して若い世代も年金が受給できるようにするために、痛みを分かち合うという改正が出されたものと思う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号については賛成者多数により採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する陳情」及び陳情第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本件については、県内54自治体のうち45自治体で採択されたとのことだが、残りの9自治体では教育の根幹にかかわる内容にもかかわらず陳情が出されなかったのはなぜか」との質疑に対し、「本件は来年度の国の予算にかかわることなので、6月の議会に提出すべきだが、6月議会に間に合わなかったのではないかと考える」との答弁がありました。

次に、「平成24年度から新たに小学校2年生の35人以下の学級編成が可能になり、都道府県単独事業費で実施できるとのことだが、茂原市ではこれを受け35人学級を実施しているのか」との質疑に対し、「国の学級編成の基準は、小学校1年生は35人、2年生から中学校3年生は40人となっているが、千葉県では、県費を充てて弾力的な運用をしてもいいことになっており、実際に県費を活用し35人学級などを実施している学校もある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号及び陳情第5号については全会一致により採択することと決定しました。

次に、陳情第6号「国に対する地方消費者行政の財政支援を求める意見書提出に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「交付金等が減らされることによって、消費者センター運営等の地方消費者行政にどのような影響があると考えられるか」との質疑に対し、「国、県からの交付金は消費者センター相談員の人件費等に充てられており、これが減らされると、市の一般財源で予算措置しなければいけなくなり、相談員が確保できたとしても、今まで実施していた講演会等の事業が実施できなくなる可能性が出てくる」との答弁がありました。

次に、「本件は、千葉県弁護士会からの陳情であるが、他の都道府県でも同様の陳情がなされているのか」との質疑に対し、「千葉県だけでなく全国で同様の陳情がなされている」との答弁がありました。

ほかに、「消費者センターが増えてきており、それだけ需要があると思われるが、県内で消費者センターは幾つあるのか」との質疑に対し、「県内31市に消費者センターが設置されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第6号については全会一致により採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、建設経済委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 向後研二君登壇）

○建設経済委員会委員長（向後研二君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件について、6月15日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

議案第5号「農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする旨の同意を求めることについて」申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされているが、募集を行った結果、過半数に達しなかったことに伴い、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「認定農業者とはどのような者か」との質疑に対し、「農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または経営体のことで、本市の基本構想による年間農業所得550万円以上、主たる従事者1人当たりの年間労働時間2000時間以内等の5年間の計画を立て、市の認定を受けた農業者等である」との答弁がありました。

次に、「認定農業者等に準ずる者とはどのような者か」との質疑に対し、「以前に認定農業者であった者や、認定農業者の行う事業に従事する親族、指導農業士などである」との答弁がありました。

次に、「認定農業者等の等は何を指すのか」との質疑に対し、「認定農業者である法人の業務を執行する役員で、事業に関する権限や責任を有する者である」との答弁がありました。

次に、「選考委員会での選定基準は」との質疑に対し、「副市長を委員長とする選考委員会を開催し、専門知識や熱意等を選定基準として書類審査と面談を実施して選定した」との答弁

がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして反対討論をいたします。

反対する案件は、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第3号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」述べます。

本案件は、2018年度の地方税法改正に基づき、茂原市税条例の個人市民税、固定資産税、都市計画税、たばこ税などの改正を行う内容であります。今回の地方税法改正は、安倍内閣のもとで進められてきた消費税10%への増税を前提とした税制上の措置を拡充、延長し、地域経済の権威をうたって一部企業のみ支援を特化する経済政策に伴う固定資産税の減税や、働き方改革を応援する名目での個人所得課税の見直しを行うものです。今年度の土地評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置、不動産取得税等の特例の延長、都市計画税の税額特例措置など必要な政策も含まれるものの、大部分は政府の主要な制度改悪を反映した改正内容となっております。固定資産税、都市計画税関連の土地に係る負担調整措置の3年延長については、推進すべき政策であります。

しかし、中小企業の設備投資を促進するための特例措置の創設については、中小企業への十分な支援は当然必要ですが、本法案の特例措置は、対象となった企業に対して補助金支給の面で優先権が付与されるなど、地域経済の権威をうたって一部企業のみ支援を特化する経済政策と一体のものであり、容認できません。

また、個人市民税関連で給与所得控除から基礎控除への10万円の振り替えは、働き方の多様

化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しすることを理由に、2つの構造の性格の違いを無視して給与所得控除を引き下げて基礎控除に振り替えたものであり、問題があります。

さらに、給与収入1000万円から850万円への給与所得控除の上限の引き下げは、勤労世帯中間層が増税となります。

一方で、基礎控除引き上げ、公的年金控除の見直しに伴い、厚生労働省の諸制度への影響も見逃すことができません。所得金額によって算定基準が定められている国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、児童扶養手当など、被保険者のみならず、地方財政に対しても影響が生じます。

以上、必要な施策が含まれるものとはいえ、市民負担の増大を招く税改正は容認できるものではありません。よって、本案件に反対するものです。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」述べます。

本案件は、国民健康保険賦課徴収条例の改正を行うもので、主な内容として、第1に、国民健康保険の加入者間の保険税負担の公平性の確保を図るためとして、基礎課税限度額を54万円から58万円に引き上げること、第2に、中低所得者の負担軽減を図るためとして平等割及び均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げるものとなっています。これにより、前者では、今まで保険税限度額が89万円であったものが93万円の増額となり、約280世帯が影響を受け、本市の国保財政は約1000万円の増収に、また、後者では、新たに軽減対象となる世帯が90世帯となり、若干の減税措置となりますが、本市の国保財政は約290万円の減収になるとのことです。

この間、被保険者間の公平性を保つという名目で、今回のような比較的高額所得者の負担を増大させ、中低所得者の負担を軽減させるという措置がとられてきました。中低所得者の負担軽減策は必要ですが、そのためには被保険者間の保険税額の操作で解決するのではなく、あくまでも国や県に対して、その責任を明らかにし、相応の負担を求めるべきです。

以上、国保加入者間に分断と対立を招きかねない措置に対して、反対するものです。

最後に、議案第3号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

本案件は、家庭的保育事業者等による代替保育を提供する連携施設の確保等が著しく困難な場合、これまで市が認可していない事業者を認可することになり、保育の質の後退につながる内容であります。

この案件に出ている家庭的保育事業者等は、2015年4月から子ども・子育て支援新制度の中で市町村の認可事業として新たにつくられた地域型保育事業の1つです。茂原市においては、小規模保育事業A型以外の地域型保育事業を認可していません。この小規模保育事業A型は、定員数が6人から19人、保育士は認可保育所の配置基準より1名多く、全員保育士の資格保有者であり、自園調理を行うなど認可保育所の基準に準じるものとなっております。

この案件に該当するこれらの保育事業所は、現在市にはないので影響は考えられないと当局は答弁をしています。しかし、市の認定基準を大幅に引き下げた条例に改正するという事は、いずれ設置者への認可や助成を行うことができるという規制緩和への道を開くことにつながります。今必要なことは、安全で質の高い認可保育所です。現在の深刻な保育士、保育所不足は国と自治体が民間委託を拡大してきた結果であり、その延長線上では根本解決はできません。

このことから本案件を認めるわけにはまいりません。

以上で反対討論といたします。

○議長（鈴木敏文君） 他にありますか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、報告第2号は承認されました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、報告第3号は承認されました。

次に、報告第1号について採決します。

報告第1号については、委員報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。したがって、報告第1号は承認されました。

次に、議案第3号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第6号は同意されました。

次に、議案第7号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第7号は同意されました。

次に、議案第8号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第8号は同意されました。

次に、議案第9号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第9号は同意されました。

次に、議案第10号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第10号は同意されました。

次に、議案第11号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第11号は同意されました。

次に、議案第12号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第12号は同意されました。

次に、議案第13号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第13号は同意されました。

次に、議案第14号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第14号は同意されました。

次に、議案第15号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第15号は同意されました。

次に、議案第16号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第16号は同意されました。

次に、議案第17号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第17号は同意されました。

次に、議案第18号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第18号は同意されました。

次に、議案第19号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第19号は同意されました。

次に、議案第20号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第20号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決をいたします。

議案第1号からは第2号並びに議案第4号から第5号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第2号並びに議案第4号から第5号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情4件であります。

最初に、陳情第3号「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書の提出に関する陳情について」であります、本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第3号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と求めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択とすることと決定しました。

次に、他の請願・陳情については一括採決します。

請願第1号並びに陳情第4号から第6号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第1号並びに陳情第4号から第6号については、いずれも採択されました。

ここで、しばらく休憩します。

午後1時54分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時15分 開議

○議長(鈴木敏文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、山田広宣君から、今定例会に提出するため、発議案3件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付いたしました。

お諮りします。

この際、発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木敏文君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括質疑を議題日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第3号までの上程説明並びに審議

○議長（鈴木敏文君） 発議案第1号から第3号までを一括上程します。

発議案第1号から第3号までについて、提出者山田広宣君から提案理由の説明を求めます。
山田広宣議員。

（11番 山田広宣君登壇）

○11番（山田広宣君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「精神障害者も千葉県重度障害者（児）医療給付改善事業の対象とすることを求める意見書の提出について」であります。現在、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業の対象者は、身体障がい者及び知的障がい者となっており、精神障がい者は対象外という状況です。日本も国連で採択された障害者の権利に関する条約を批准し、平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。障がいの種別を問わず、精神障がい者も身体・知的障がい者と同様に重度心身障害者（児）医療給付改善事業の対象とするよう千葉県に要望すべく意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

続けて、発議第2号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があるために、平成31年度に向けて教育予算の一層の充実を国に要望すべく意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

続けて、発議案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第3号「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書の提出について」であります。本案は、全国の消費者センターに寄せられる消費者被害やトラブルにかかわる件数が増加の一途をたどる中、その被害を未然に防ぐために消費に関する啓発活動及び相談事業を充実させていくことが重要であることから、地方消費者行政に係る交付金を十分に確保し、地方消費者行政の充実を図るため、国に要望すべく意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の

説明を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第2号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に発議案第3号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案3件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありますか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、発議案第1号「精神障害者も千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業の対象とすることを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「教育予算の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

午後2時22分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時45分 開議

○副議長（中山和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議長鈴木敏文君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山和夫君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 辞 職 の 件

○副議長（中山和夫君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田隆二君）

平成30年6月21日

茂原市議会副議長 中山和夫様

茂原市議会議長 鈴木敏文

辞 職 願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可くださるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（中山和夫君） お諮りします。

鈴木敏文君からの議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、鈴木敏文君の議長の辞職を許可することと決定いたしました。

ここで、鈴木敏文君から議長の辞職に当たり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

(17番 鈴木敏文君登壇)

○17番(鈴木敏文君) それでは、御挨拶をさせていただきます。

今般、一部の議員の方より、私に対して議長に不適格ではないかというようなお話がありました。それは、私の自己破産に対してのことだと思っております。実は10年くらい前のことでございますけれども、連帯保証人になっていたことがありまして、そのために多額の負債を負うようになってしまいました。弁護士さんにも相談したところ、家族にも迷惑がかかるので自己破産をしたらよいのではないかというようなアドバイスをいただきました。私は、税の滞納もありませんし、法律を破ったこともありません。そのようなことで、皆さん方に対してけじめをつけるために、今般、辞職願を出させていただきました。

1年間お世話になりました。ありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

○副議長(中山和夫君) ただいま鈴木敏文君が議長を辞職しました。鈴木議長におかれましては、現今の厳しい社会経済、財政状況の中で議長という重責を担われ、常に公正で円滑な議会運営に努められ、議会の権威と信頼を高められました。その功績はまことに大であります。ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 選 挙

○副議長（中山和夫君） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（中山和夫君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（中山和夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

○副議長（中山和夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（中山和夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に同君に代わって職員に投入させることといたします。

点呼を命じます。

（点呼 投票）

○副議長（中山和夫君） 投票漏れはありませんか。

（な し）

○副議長（中山和夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（中山和夫君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 飯尾 暁君、2番 石毛隆夫の2名を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。演壇までお進みください。

（開 票）

○副議長（中山和夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合します。そのうち、有効投票22票。

無効投票0票。

有効投票中、

三橋弘明君 11票。

鈴木敏文君 10票。

前田正志君 1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、三橋弘明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三橋弘明君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

三橋弘明君から当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

(19番 三橋弘明君登壇)

○19番(三橋弘明君) 大変厳しい選挙戦でございましたけれども、議長という要職を拝命いたしましたので、真摯に、一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まだ選挙が終わったばかりですので、なかなか難しいかと思いますが、円滑な議会運営に努めてまいります。それとともに、市民要望、市民の負託に応える議会ということで心がけてまいりますので、よろしく御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

また、市政の課題は山積しておりますが、田中市長はじめ、執行部におかれましては、議会としても緊張感を持って対応していきたいと思いますので、9万市民のため、また、茂原市発展のために何とぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(中山和夫君) ただいま新しく議長が選出されましたので、ここで議長と議長席を交代します。

(議長席着席)

○議長(三橋弘明君) ここでしばらく休憩いたします。

午後3時05分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後3時20分 開議

○議長（三橋弘明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。

先ほど休憩中に、副議長中山和夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

副 議 長 辞 職 の 件

○議長（三橋弘明君） それでは、まず、その「辞職願」を事務局長に朗読させます。

○事務局長（山田隆二君）

平成30年6月21日

茂原市議会議長 三橋弘明様

茂原市議会副議長 中山和夫

辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいので許可くださるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（三橋弘明君） お諮りします。

中山和夫君からの副議長の辞職願を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがって、中山和夫君の副議長の辞職を許可することと決定しました。

ここで、中山和夫君から副議長の辞職に当たり、挨拶の申し入れがありましたので、これを許します。

（14番 中山和夫君登壇）

○14番（中山和夫君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど鈴木議長が辞職をいたしました。これに伴いまして、私も副議長の辞職願を出させて

いただきました。副議長在任中は、皆様方にはいろいろと御指導、御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。就任時に市民に開かれた議会、市民に身近な議会、議論する議会を申し上げましたが、一定の成果があったものと思っております。今後は、三橋新議長、また、これから選出される副議長には、二元代表制の一翼を担う議会を目指して頑張っていたきたいと思います。

結びになりますけれども、茂原市の発展と議員各位の御活躍を心から御祈念を申し上げまして御礼の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三橋弘明君） ただいま中山和夫君が副議長を辞職しました。中山副議長におかれましては、前鈴木議長の補佐役としてその重責を担われ、前議長とともに公正で円滑な議会運営に御尽力されました。辞職に当たり、ここに深く敬意と感謝の意を表します。まことに御苦勞さまでございました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

副 議 長 の 選 挙

○議長（三橋弘明君） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（三橋弘明君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（三橋弘明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（な し）

○議長（三橋弘明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（三橋弘明君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、山田きよし君から、登壇が困難なため投票箱への投入を職員に委託したい旨の申し出がありましたので、これを許可することとし、投票の最後に同君に代わって職員に投入させることといたします。

それでは、点呼を命じます。

（点呼 投票）

○議長（三橋弘明君） 投票漏れはありませんか。

（な し）

○議長（三橋弘明君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（三橋弘明君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 岡沢与志隆君、4番 大柿恵司君の2名を指名します。

両君の立ち会いをお願いします。演壇までお進みください。

（開 票）

○議長（三橋弘明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票19票。

無効投票3票。

有効投票中、

中山和夫君 11票。

前田正志君 8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、中山和夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中山和夫君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

中山和夫君から当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

(14番 中山和夫君登壇)

○14番(中山和夫君) ただいま多くの皆さんから副議長の推薦をいただきまして、本当にありがとうございました。皆さんの御期待に沿えるよう議長を補佐し、二元代表制の一翼を担う議会を目指して頑張っておりますので、今後とも皆さんの御支援、御協力をよろしく願いをし、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三橋弘明君) ここで、しばらく休憩いたします。

午後3時40分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後4時35分 開議

○副議長(中山和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

先ほど休憩中に、議会運営委員会委員三橋弘明君から委員辞任願が提出され、これを受理しました。

お諮りします。この際「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員辞任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員辞任の件

○副議長(中山和夫君) お諮りします。

三橋弘明君の議会運営委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがって、三橋弘明君の議会運営委員会委員辞任を許可することと決定しました。

ただいまの議会運営委員会委員の辞任に伴い、委員の欠員が生じました。

お諮りします。

この際「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと

と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「議会運営委員会委員補充の選任の件」を議事日程に追加し、議題とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員補充の選任の件

○副議長(中山和夫君) 委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名をします。

議会運営委員会委員に12番前田正志君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました前田正志君を議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、前田正志君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午後4時37分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後4時55分 開議

○議長(三橋弘明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、間もなく5時になりますので、延刻したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三橋弘明君) それでは、延刻いたします。

ここで報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、欠員となりました委員長の互選が行われ、委員長に前田正志君が選任されましたので、報告いたします。

続いて報告します。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員鈴木敏文君が同議会議員を辞職され、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りします。

この際「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

千葉県後期高齢者医療広域議会議員の選挙

○議長（三橋弘明君） 本件は、本市議会選出の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、同連合規約第8条に基づき選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定します。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、三橋弘明を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三橋弘明君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、私、三橋弘明が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

当選人が本議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三橋弘明君) 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに請願・陳情の総括審議
3. 議長辞職の件
4. 議長の選挙
5. 副議長辞職の件
6. 副議長の選挙
7. 議会運営委員会委員辞任の件
8. 議会運営委員会委員補充の選任の件
9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選

○出席議員

議長 鈴木敏文君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
16番	細谷 菜穂子君	18番	ますだ よしお君
19番	三橋 弘明君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	総務部長	中村光一君
企画財政部長	鶴岡一宏君	市民部長	三橋勝美君
福祉部長	岩瀬裕之君	経済環境部長	山本丈彦君
都市建設部長	大橋一夫君	教育部長	久我健司君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	内山千里君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	麻生新太郎君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	吉田茂則君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	田中正人君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	関屋典君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	地引加代子君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	秋山忠君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	渡辺修一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	斎藤洋士君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	山田隆二
主幹	中田喜一郎
局長補佐	鶴岡隆之

○議長（三橋弘明君） これをもちまして、平成30年茂原市議会第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時58分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月14日

茂原市議会議長 三 橋 弘 明

前茂原市議会議長 鈴 木 敏 文

茂原市議会副議長 中 山 和 夫

茂原市議会議員 細 谷 菜 穂 子

茂原市議会議員 ますだ よしお